

## 中東知的財産ニュースレター Vol. 83

### ◆ 目次

#### 1. 主要トピック

##### アラブ首長国連邦 (UAE)

- ・ UAE 特許庁が特許に関する新たな規則 (1月15日施行) を発表
- ・ 2023年のドバイ税関は実績、イノベーション関連の受賞回数、コミュニティに与えた多大な影響など数々の記録を樹立

##### サウジアラビア

- ・ 国家知的財産権取引プラットフォーム・プロジェクト (ATM プロジェクト) が運用開始
- ・ ロカルノ分類の追加事項の提案についてサウジアラビアが採択率 78%を達成

##### イエメン

- ・ サナア商標局への新規商標出願

##### リビア

- ・ 商標法 (法律第 26 号) に基づく新たな施行規則の採択に伴う手数料の改定

#### 2. 他のトピック

##### アラブ首長国連邦 (UAE)

- ・ ドバイ電力水道公社 (DEWA) の革新的なクリーンエネルギー保管技術と画期的な特許群
- ・ UAE 居住者が詐欺サイトのターゲットに。詐欺被害防止のための予防措置が重要
- ・ アブダビ大学 (ADU) が科学研究センターの設立に協力し、商業化された知的財産の開発を推進
- ・ AI と知的財産権が焦点となった「2024年世界経済フォーラム」でドバイ未来財団 (DFF) が国際的な紐帯を強化
- ・ 首長国複製権協会 (Emirates Reprographic Rights Association) が WIPO の基準に従った文筆・出版業者の保護に関する研究に着手
- ・ 副作用の少ない乳がん治療に関してシャルジャ・アメリカン大学 (AUS) が特許を取得
- ・ ドバイ税関が「知的財産プログラム」の受講者を招待し、権利保護と模倣品取締の重要性を強調
- ・ UAE が立ち上げた中小企業への融資プロジェクトに導入される「特許インキュベーター」。その目的は有識者や優秀な人材の支援。

## サウジアラビア

- ・サウジアラビア知的財産総局（SAIP）とモロッコ工商業所有権庁（OMPIC）が取り交わした協力覚書（MOC）の承認
- ・SAIP 理事会が「Saudi Arabia」の名称を国家財産に指定し、商標登録に新たな規制を導入
- ・サウジアラビアのための WIPO 信託基金の設立に関する了解覚書（MOU）の草案を大臣評議会が承認
- ・アラブ連盟におけるサウジアラビアの常任委員が法整備支援、知的財産、競争力等の各種戦略に関する協議を実施
- ・リヤド市との協力により 11,000 点以上の知的財産侵害品が廃棄・リサイクル処分に
- ・2023 年の「デジタル化測定指数」（Digital Transformation Measurement Index）で SAIP が第 5 位に躍進
- ・商標権者保護会議（Trademark Owners Protection Council）が国際企業と協力してエンフォースメント上の課題に対処
- ・ファハド国王国立図書館およびアブドゥルアズィーズ国王省と SAIP が築いた知的財産における協力提携

## トルコ

- ・ハイテク構想と R&D 戦略を通じて特許出願の分野で世界の第一線を目指すトルコ
- ・商標と意匠の出願件数で上位を維持し、輸出拡大を狙って地理的表示を優先課題に据えるトルコの世界的地位

## パキスタン

- ・パキスタン知的財産機構（IPO パキスタン）とパンジャブ情報技術委員会（PITB）がデジタル化と自動化を目指して連携
- ・洪水に見舞われたポノ村（Pono Village）を IPO パキスタンが訪問、持続可能性と災害レジリエンスにおける知的財産の役割を強調

## バーレーン

- ・サイバーセキュリティを推進するアラビア湾大学（AGU）が確信的な装置について特許を出願

## ◆ ニュース

### 1. 主要トピック

#### UAE

##### ・ UAE 特許庁が特許に関する新たな規則（1月15日施行）を発表<sup>1</sup>

2023年12月25日に開催されたローカルの知財専門家との会合において、UAE特許庁はUAEの特許に関して規則を発表した。

新規則の施行日は2024年1月15日と予定されている。新規則の中で特筆すべきポイントとしてUAE経済省（MOE）が挙げたのは以下のような点である。

- 1) 代理人（弁理士）の依頼人（クライアント）は、出願の時点で未提出の文書を（提出可能であれば）提出しなければならない。90日以内に出願の補正を提出する場合には、ポータルでの補正サービスの利用について料金が発生する。  
出願書類の提出後に当該文書のアラビア語訳を提出する場合、提出1件ごとに手数料が課されることになる。
- 2) 企業の商業登記簿謄本や商業登記証明書がUAEの領外で発行されている場合、その証明は発行元となる当局による認証のみでよく、公証人による認証は要求されない。
- 3) 中小企業に対する出願料の軽減措置が適用されるのは、当該出願が中小企業の案件であることを示す証明書を有するUAEの企業のみである。
- 4) 早期審査（express examination）の場合、特許および意匠の審査スケジュールの変更1件ごとに料金が発生し、審査結果の発行は6か月以内に行われる。早期審査料金の納付後、審査結果は料金が支払われた日から6か月以内に発行されることになる。ただし、早期審査が受理されるか否かは経済省の処理能力次第である。  
特許庁は早期審査サービスの開始日をまだ決定していない。
- 5) 審査料の償還は、審査が実行されなかった場合に限り認められる。  
審査料は特許請求項（クレーム）の数によって異なり、電子ポータルは自動的に審査料を計算する。
- 6) 年金の二重払いを避けるため、当該出願の担当弁理士に関する情報がオンラインポータルに表示される。
- 7) 所定の期限までに書類が提出されなかった場合、出願の回復が可能である。ただし、期限超過1か月ごとに提出遅延に伴う追加手数料が新規に課されることになる。  
出願の回復はすでに登録された出願のみに適用されるものであって、未登録の出願には適用されない。ただし、維持年金の未払いや、代理人（弁理士）が審査官の要請に迅速に対応しなかったことが原因となって出願の登録が失われた場合には、それらに対する過料が科され、最終的には出願は9か月後に失効する。

---

<sup>1</sup> [https://intra.jetro.go.jp/dav/newsletter/dubai/2024/UAE\\_Patent\\_Regulation\\_Jan\\_15\\_2024.pdf](https://intra.jetro.go.jp/dav/newsletter/dubai/2024/UAE_Patent_Regulation_Jan_15_2024.pdf)

- 8) 新たな手続によって、今後は代理人（弁理士）の変更がより容易に行えるようになる。新たな手続では、新しい代理人に新たな選択肢が与えられる。代理人のポータルアカウントを特定の出願とリンクさせるよう特許庁に要請することができるのだ。さらに、代理人変更に伴う所定の料金を支払うことにより、当該出願に関連づけられていた旧代理人の解任を要求することもできる。
- 9) 出願書類の軽微な瑕疵は、審査の第 2 段階で特定されなければならない。審査官はそれら軽微な瑕疵の性質を判断する権限を有することになる。

特許庁のプランは、審査業務を UAE の国外に委託することにより、2025 年には出願日から 1 年以内に審査結果を発行することを目指している。

## ・ 2023 年のドバイ税関は実績、イノベーション関連の受賞回数、コミュニティに与えた多大な影響など数々の記録を樹立<sup>2</sup>

世界的な貿易中継地としての UAE の役割は拡大し続けており、世界経済における影響力の面でも同国の地位は上昇している。政府が承認した文書「UAE の経済原則」（Economic Principles of the UAE）の重要性を強調しつつ、世界における首長国のリーダーシップと持続可能な国家経済の実現に向けた水先案内人としての自らの役割を UAE は重視している。2023 年、ドバイ税関は UAE の目標に従って目覚ましい実績を残した。税関が処理した取引は 3,040 万件に達し、前年比で 17.5% 増となった。この好成績は、現在実行されている包括的経済連携協定プログラム等の構想に由来するものである。

「ドバイ経済アジェンダ D33」（Dubai Economic Agenda (D33)）<sup>3</sup>に関連するドバイ税関の目標は、貿易量の増大、貿易地図への新たな都市の追加、ビジネスパートナーとの関係の構築を主眼としている。業務の合理化を目指す税関当局は、「輸送状況追跡プロジェクト」（Cargo Status Tracking project）や「ロボットによる税関事後調査自動化構想」（PCA-RPA ; Post Audit Robotic Process Automation）等のデジタル戦略を導入している。また、独自の「越境 E コマース」プロジェクト（Cross-Border E-Commerce project）について授与された「世界税関イノベーション賞」（Global Customs Innovation Award）など、ドバイ税関は荣誉ある賞を何度も受賞している。2023 年にドバイ税関が扱った知的財産紛争の事案はおよそ 333 件であり、1,500 万を超える模倣品が税関で処理された。価格（UAE ディルハム）に換算すると約 7,340 万ディルハムに相当する。押収品リサイクルの取組では、122 回の押収によって回収された 694,000 点の模倣品が処分されている。<sup>4</sup>

<sup>2</sup> [MEDIA CENTRE News Detail \(dubaicustoms.gov.ae\) \(2024.1.24\)](#)

<sup>3</sup> [Dubai Economic Agenda D33 | The Official Portal of the UAE Government](#)

<sup>4</sup> [WAM - Emirates News Agency \(2024.1.23\)](#)



## イエメン

### ・サナア商標局への新規商標出願

サナア商標局への出願に関する規則が改正され、その改正はすべての知的財産庁に口頭で通知された。新たなガイドラインによれば、同一の区分に属する複数の商品/役務について商標出願する場合、1度に出願できるのは4種類までである。同一の区分に属する商品/役務が4種類を超える場合、当該区分について同じ商標に関する出願を新たに行わなければならない。それにより、さらに4種類までの商品/役務を出願の対象とすることができる。この手続はすでに実施されている。

また、当局が電子出願システムを導入したため、出願人は貿易産業省の電子ポータルを通じて出願書類を提出できるようになった。

## リビア

### ・商標法（法律第 26 号）に基づく新たな施行規則の採択に伴う手数料の改定<sup>10</sup>

2024 年に関するリビアの決定第 26 号に従い、2024 年 1 月 17 日から商標に適用される公定手数料が改定されることになる。

新たな規則はリビア商標法の不備（適格な商標の定義、登録手続、登録所有権の存続期間、担保権、商標の登録・更新・取消に起因する紛争など）を補うものとなっている。

手数料および要件の一部を以下に掲げる。

	手数料 単位：リビア・ ディナール	手数料 単位：US ドル (日本円)	要件
調査申請			
1 区分に属する商標 1 件の 調査	200	60 US ドル (およそ 8,900 円)	- 商標のプリント 1 点を e メールで提出。
追加 1 区分ごとの料金	200	60 US ドル (およそ 8,900 円)	- 出願の対象となる商品の リスト。
商標出願			
1 区分に関する商標 1 件の 出願	100	30 US ドル (およそ 4,400 円)	- 委任状は、商標権者の署名を付した上で、公証人に

<sup>10</sup> <https://drive.google.com/file/d/1aqSI9V7Dlq6bZmrZzgxqNsaCGP4hla06/view>

追加の1区分に関する商標1件の出願	100	30 US ドル (およそ 4,400 円)	よる認証と、商標権者の本国に所在するリビア領事官による領事認証を取得したものでなければならない。 - 出願人の会社の商業登記簿抄本1通。リビア領事官による領事認証を取得したものの。 - 出願人の名称、住所、国籍および事業内容。 - 商標のプリント1点をeメールで提出のこと。
リビア官報上での公開	250	72 US ドル (およそ 10,600 円)	
商標登録料	300	86 US ドル (およそ 12,700 円)	

## 2. 他のトピック

### アラブ首長国連邦 (UAE)

・ドバイ電力水道公社 (DEWA) の革新的なクリーンエネルギー保管技術と画期的な特許群 (2024年1月7日)

<https://www.khaleejtimes.com/business/dewas-adoption-of-clean-energy-storage-technologies-enhances-energy-security-in-dubai>

・UAE 居住者が詐欺サイトのターゲットに。詐欺被害防止のための予防措置が重要 (2024年1月10日)

<https://www.khaleejtimes.com/uae/dubai-residents-lose-thousands-of-dirhams-to-fake-rta-global-village-websites>

<https://www.khaleejtimes.com/uae/transport/dubai-rta-issues-warning-after-khaleej-times-exposes-deceptive-nol-card-scam>

・アブダビ大学 (ADU) が科学研究センターの設立に協力し、商業化された知的財産の開発を推進 (2024年1月17日)

<https://wam.ae/en/article/b1744kh-adu-united-saqer-group-collaborate-establish>

・AI と知的財産権が焦点となった「2024年世界経済フォーラム」でドバイ未来財団 (DFF) が国際的な紐帯を強化 (2024年1月18日)

<https://wam.ae/en/article/b17pjpg-dff-strengthens-global-partnerships-vital-sectors>

・首長国複製権協会（Emirates Reprographic Rights Association）が WIPO の基準に従った文筆・出版業者の保護に関する研究に着手（2024 年 1 月 18 日）

<https://wam.ae/en/article/b1a3a0e-emirates-reprographic-rights-association-launches>

・副作用の少ない乳がん治療に関してシャルジャ・アメリカン大学（AUS）が特許を取得（2024 年 1 月 19 日）

<https://wam.ae/en/article/13q13ia-aus-secures-patent-from-patent-and-trademark>

・ドバイ税関が「知的財産プログラム」の受講者を招待し、権利保護と模倣品取締の重要性を強調（2024 年 1 月 24 日）

<https://twitter.com/DubaiCustoms/status/1750087915894341848>

<https://twitter.com/DubaiCustoms/status/1750087289630314770>

・UAE が立ち上げた中小企業への融資プロジェクトに導入される「特許インキュベーター」。その目的は有識者や優秀な人材の支援（2024 年 1 月 25 日）

<https://www.zawya.com/en/economy/gcc/uae-sets-up-special-project-to-extend-financing-to-smes-start-ups-ugnu866l>

## サウジアラビア

・サウジアラビア知的財産総局（SAIP）とモロッコ工商業所有権庁（OMPIC）が取り交わした協力覚書（MOC）の承認（2023 年 12 月 26 日）

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1739634996241973665>

<https://twitter.com/aalswailem/status/1739631608490025260>

<https://www.spa.gov.sa/en/N2019833>

・SAIP 理事会が「Saudi Arabia」の名称を国家財産に指定し、商標登録に新たな規制を導入（2023 年 12 月 30 日）

<https://www.zawya.com/en/legal/regulations/saip-adopts-new-trademark-registration-guidelines-for-saudi-arabia-e2k4pesp>

・サウジアラビアのための WIPO 信託基金の設立に関する了解覚書（MOU）の草案を大臣評議会が承認（2024 年 1 月 2 日）

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1742270117939916994>

・アラブ連盟におけるサウジアラビアの常任委員が法整備支援、知的財産、競争力等の各種戦略に関する協議を実施（2024 年 1 月 2 日）

<https://www.spa.gov.sa/en/N2023373>



・リヤド市との協力により 11,000 点以上の知的財産侵害品が廃棄・リサイクル処分に（2024 年 1 月 12 日）

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1745767290635739485>

・2023 年の「デジタル化測定指数」（Digital Transformation Measurement Index）で SAIP が第 5 位に躍進（2024 年 1 月 18 日）

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1747875857501200797>

・商標権者保護会議（Trademark Owners Protection Council）が国際企業と協力してエンフォースメント上の課題に対処（2024 年 1 月 23 日）

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1749863577010286992>

・ファハド国王国立図書館およびアブドゥルアズィーズ国王省と SAIP が築いた知的財産における協力提携（2024 年 1 月 23 日）

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1749797069475422563>

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1749796806618431808>

## トルコ

・ハイテク構想と R&D 戦略を通じて特許出願の分野で世界の第一線を目指すトルコ（2023 年 12 月 22 日）

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/turkiye-continues-its-rise-in-the-world-in-patent-applications>

・商標と意匠の出願件数で上位を維持し、輸出拡大を狙って地理的表示を優先課題に据えるトルコの世界的地位（2024 年 1 月 3 日、2024 年 1 月 11 日、2024 年 1 月 15 日、2024 年 1 月 18 日）

<https://twitter.com/TURKPATENT/status/1742429990182850659>

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/178th-anniversary-of-agricultural-education-and-training>

<https://twitter.com/TURKPATENT/status/1746823602664530021>

<https://twitter.com/mzekidurak/status/1747874304539107399>

<https://twitter.com/mzekidurak/status/1748004092088037746>

<https://twitter.com/mzekidurak/status/1747963241211281410>

## パキスタン

・パキスタン知的財産機構（IPO パキスタン）とパンジャブ情報技術委員会（PITB）がデジタル化と自動化を目指して連携（2023 年 12 月 26 日）

<https://ipo.gov.pk/node/2728>

・洪水に見舞われたポノ村（Pono Village）を IPO パキスタンが訪問、持続可能性と災害レジリエンスにおける知的財産の役割を強調（2023 年 12 月 28 日）

<https://ipo.gov.pk/node/2733>

<https://ipo.gov.pk/node/2735>

## バーレーン

・サイバーセキュリティを推進するアラビア湾大学（AGU）が確信的な装置について特許を出願（2024 年 1 月 10 日）

<https://www.zawya.com/en/world/middle-east/agu-new-cybersecurity-devices-in-bid-for-patent-in-bahrain-dhqdwbyb0>

[特許庁委託]

中東知的財産ニューズレター Vol. 83

[著者]

United Trademark & Patent Services



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2024年2月発行 禁無断転載

本ニューズレターは、United Trademark & Patent Services が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニューズレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニューズレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。